



いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.netURL <http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/>

4月4日撮影 八分咲きの桜と名古屋城

愛知健康センターの前進の為に

事務局次長 吉川 正春

愛知健康センターは、現在約 120 人の個人会員と 66 の団体会員によって構成されています。

ともに労災認定などに取り組んだ仲間の皆さんに「お知恵を拝借しよう」と呼びかけ、3月23日(土)、懇談会を開催しました。

短期間の呼びかけにもかかわらず、多くの仲間、事務所に集まって頂きました。支援してこられた活動を振り返りながら、愛知健康センターの活動のあり方について「お知恵を拝借」しました。

(2 ページに続く)

目次

お知恵拝借	1
「働き方関連法と医師の働き方」	4
岐阜過労死をなくす会設立総会	5
「アスベストの危険性と病気」	6
ガンに負けない闘病	7
「人間らしい労働と生活」⑨	8
過労死防止啓発授業を担当して	10
関西生コン弾圧 共謀罪適用の先取り	11
東海セミナーin 静岡と総会案内	12
森岡孝二先生を追悼する集い	13
裁判日程	14
働き方改革関連法 施行にあたり	15
日程	16

お知恵拝借懇談会



健康センターの事務所にて

参加者の皆さんと携わった裁判

足立勝彦さん(寺井土木関岡労災認定裁判)、森下浩平さん(テー・エス・シー三輪労災認定裁判)、築瀬貴央さん(刈谷市美術館職員倉田公務災害認定裁判)、健康センターから猿田正機理事長、鈴木明男事務局長ほか8人が参加しました。

発言の概要は以下の通りです。

刈谷市美術館職員倉田公務災害認定裁判

10年以上取り組んだが、地方公務災害補償基金愛知県支部・本部段階、裁判で一審・二審とも敗訴。公務災害認定を個人で取り組むのは限界がある。自治労連や民商、健康センターなどで支援する会を組織。労組支援があったので調査費用など対応できた。原告に頑張れだけでは無理。原告に寄り添い、適切なアドバイスを示すことが必要。



築瀬さん

マツヤデンキ障がい者労災認定小池裁判

一審敗訴、二審で逆転勝訴。勝則さんは心臓障害3級認定者で障害者枠で入社。マツヤデンキ勤務後1ヶ月で亡くなる。支援する会は愛障協、障害者、三河地域、愛知健康センターなどで設立。名古屋高裁は「健常者と同じ認定基準を適用する」のではなく、**本人を基準**とした画期的な判決だった。

中電人権裁判、スギヤマ薬品薬剤師・杉山損害賠償裁判、デンソー・川野損害賠償裁判

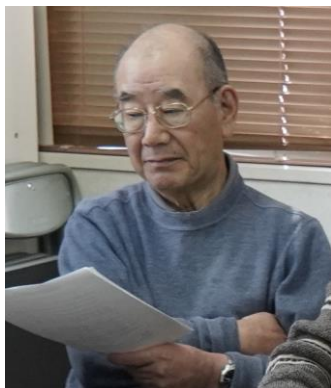
以前、中電人権裁判など争議は集団闘争だったが最近は個人闘争になってしまった。

スギヤマ薬品薬剤師・杉山労災認定裁判は弁護士からも事件にならないと断られたが、遺族に支店の全従業員訪問などを提起し、遺族・支援者が被災者の労働実態を調査することにより事件の全貌が明らかになった。

川野さんは彼に対する上司のパワハラが続いていて、精神的にも厳しい状態に置かれていたためデンソーに対する損害賠償から始めた。

デー・エス・シー・三輪労災認定裁判

トヨタの二次下請け会社勤務。長時間労働。支援する会立ち上げたが経験なく健康センターの援助が大きかった。一審敗訴、二審で逆転勝訴。被災者の残業時間数が争点。基礎疾患を持っている



森下さん

人は、健常な労働者以上の残業負荷に相当するとした。「上告するな」の団体要請も200に達した。内野博子さんが支援する会に入り、原告を支えたことが大きかった。

寺井土木・関岡労災認定裁判

土建会社の常務の会社資材置き場での自死。原因がわからず苦労したが、原告・妻の資料集めにより、終盤にはいってその原因を突き止め、やっと土俵に上がったという感じ。一審は原告が嘘を言っているという極めて不当な判決。原告は、当初控訴しない意向であったが、説得を受け控訴を決断。現在弁論継続中。西三河で支援をとということで西三河労連や岡崎の年金者組合など何もわからないところから始めた。支援は無償ボランティア、岡崎市から名古屋の裁判所までの交通費も負担になった。



足立さん

豊川市職員堀公務災害認定裁判

名古屋高裁に控訴後、弁護士から健康センターへ支援要請。センターから東三河の救援会や愛高教OBに支援を呼びかけた。亡くなられた堀さんは管理職だったので、支援をた



宮崎さん

めらう人が多かったが訴えを続ける中で支援の輪が広がっていった。「支援する会」結成の活動の中で新たな証人が見つかり、逆転勝訴の決め手となった。

中電新入社員労災認定裁判

口頭弁論も9回を数え、中電人権裁判をたたかったOBの経験が、弁護団の準備書面の作成に大きな役割を果たしている。また、中電OBの陳述書の作成も検討中。裁判支援の輪を広げるために、原告である母親が先頭に立って、訴えている。署名の集まりが低調になってきている何か良い方法がないか。

共通事項

労災認定には時間がかかりすぎる。子育てが一番大変な時期に法廷が開かれる。労災申請段階で解決すべき。日本は確定するまでに



猿田理事長

時間が掛かりすぎる。時間と費用の無駄だ。労災である証明を遺族・原告に求めている。企業が労災でないことを証明しなければ労災と認めるべきだ。

健康センターの今後について

現在、裁判支援は無償ボランティアとして相談にあたっています。財政難のおり、寄付をお願いすることがあります。今後の対応について、相談・支援は健康センターに加入して一緒に取り組んでいただくことなどの意見を交わしました。



「働き方関連法と医師の働き方」

東京過労死を考える家族の会 中原のり子



亡夫・中原利郎は、「小児科医は天職」と誇りに満ちていました。しかし、夫は、長時間労働・過重労働の末に「馬車馬のように働かされている」と嘆き、勤務先の病院屋上から投身自殺しました。

机上には、「少子化と経営効率のはざまで」と題した論文が残されていました。その論文で夫は、「医療費抑制政策は病院の経営を逼迫させ、経営効率が悪い小児科の閉鎖へ繋がっている。診療報酬の問題点は小児科の構造的な不採算にある。頻回の当直による疲労の蓄積は、医療ミスの心配に繋がる」と訴えていました。

夫の死後、労災認定を求め東京地裁へ行政訴訟を提訴しました。一方、損害賠償請求を求め民事裁判も提訴しましたが、民事訴訟では同じ証拠でも、裁判官が違ふとこのような異なる判決が出るものだと、司法に対する不信感が募りました。その後民事訴訟は、最高裁まで上告した結果、最高裁では、やっと「医師の当直は労働時間」と認定されました。

厚生省がまとめた過労死白書によると、2010年から2015年までの5年間に労災と認定された医療関係者は285人。このうち過労死は47人で、医師が四分の一近くの11人を占めています。このうち8人が診療などの長時間労働による脳や心臓疾患による過労死で

した。また、労災が認められた看護師53人のうち52人が精神障害によるもので、ストレスの要因として患者からの暴力や入院患者の自殺を目撃したケースなどが多くあげられています。

医師の残業時間は、年間1860時間、月100時間(例外あり)に上り、過重労働は人が倒れるまで社会問題になりにくい。頑張る人が頑張れるようにするためには適切な労務管理が必要です。現在、医師の働き方検討会で中身が検討されていますが、患者の命を人質にして神風特攻隊的な話ばかりで、現状維持と経営者の視点ばかりです。倒れてからでは遅すぎるし、本当は人が倒れなくなる社会を望みます。

2014年過労死等防止対策推進法が制定され、過労死防止は国の責務になりました。その結果、「過労死防止白書」が示され、国会では、労働時間記録義務の法定化、労働時間の量的上限規制、勤務時間のインターバル規制(罰則規定が無い)の導入など労働基準法改正が議論されています。週40時間の労基法規制強化こそが重要で、本当に労働者のためになる働き方改革をしてほしいと思います。

私たち医師遺族は、医療者全てが患者に最高の医療を提供することを願っています。しかし、それと引き換えに、自らの生と幸せを提供することを望んでいません。医療者の聖職者意識、犠牲的精神の上に成り立つ労働環境を、これ以上許してはなりません。私たちは、医療者も国民も共に幸せに暮らせる真の働き方改革の実現を、心から願っています。



岐阜過労死をなくす会の設立

岐阜過労死をなくす会事務局長 坂 至正



3月16日の午後からハートフルスクエアーGで「岐阜過労死をなくす会設立総会」が開催されました。およそ80名の参加で、弁護士、医師、県会・市議員、愛知健康センター、家族の会、会社経営者、労働組合関係など多方面の方々に参加いただいた結成集会となりました。

伊藤左紀子会長の会結成までの経過報告にあったように、夫の哲さんが亡くなったのは2007年11月で、地方公務員災害補償基金への公務災害申請（公務外裁決）から岐阜地裁勝訴・名古屋高裁勝訴まで10年以上が経過しました。その間支援会議が定期的に行われ、会長の人柄と粘りが多くの賛同者を得た形になり、今回の設立総会に至りました。規約に対する意見や要望もあり、今後会の広報活動を積極的に進めることを確認し、事業計画・予算案も賛成多数で承認されました。

その後記念行事で、岩井羊一弁護士が基調報告、市民の人権擁護の会日本支部支部長の小倉謙氏から記念講演がありました。岩井弁護士から少女と老婆のだまし絵を例に出し、原告と被告の見方の違いを裁判で明確にしていく裁判での戦い方を説明されました。働き

やすい職場は組織にとっても利益になり、この会の賛同者が多様で「幅広い方へ呼びかけるコンセプトは素晴らしい」という指摘もありました。

また、小倉講演では精神科の処方する薬の危険性・チェックリストの曖昧さ・そして何より問題の原因を解明理解し、ヘルプ体制の必要性・仕事量の見直し・環境改善など具体的にに取り組むことが重要だという内容でした。総会終了後設立記念パーティーもあり、春の芽吹きにふさわしい設立総会になりました。

総会翌日の新聞報道や前日のNHKでの特集報道もあり、この会への関心の高さが伺われ、翌日以降も事務局への入会申込や相談が数件ありました。



設立総会のようす

<学習会のお知らせ>

働き方改革関連法を学ぼう

4月1日施行の働き方改革関連法を労働局より講師をお招きして学習会を開催します。

どなたでも参加できます。積極的にご参加下さい。

内容： 改訂された時間管理・有給休暇など

日時： 5月13日(月) 14:00

講師： 愛知労働局労働基準部監督課 山脇薫氏

場所： 愛知健康センター事務所
(労働会館本館306号)

「アスベストの危険性と病気」について学ぶ

国労名古屋地方本部 書記長 鶴山 章



去る1月12日、国労名古屋地方本部が主催し、アスベスト対策愛知連絡会代表の渥美玲子弁護士を招いて「アスベストの危険性と病気」と題して講演を受けました。学習会には20名の組合員が参加しました。

講演は、本人の自己紹介から始まり、1980年7月愛知県内にてじん肺調査活動を開始、1982年4月には名古屋じん肺弁護団結成、2005年9月にはアスベスト・じん肺被害救済東海弁護団を結成、2006年2月には現在のアスベスト対策愛知連絡会代表に就任など主な経歴が紹介されました。

講演要旨

1. アスベスト（石綿）とは

定義・性能・用途と輸入量に関して、石綿の単繊維は1ミリの5万分の1であり、古くからは車両や建築材料等に幅広く使用され、輸入量は1960年代初めには10万トンを超え、1974年には35万トンとなりました。1995年には有毒性の高いものが製造・輸入・使用禁止となったにもかかわらず、日本の総消費量は1000万トンに達している。

2. アスベスト疾患と労災認定

アスベストによる疾患では、石綿肺・中皮腫・肺がん・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚と5つがあり、呼吸により気管支、細気管支などを通じて肺内の奥にある肺胞まで取り込まれ、肺に様々な病変を引き起こし、さらには血管やリンパ管などを通じて全身に石綿繊維が運ばれる。

石綿肺は代表的なじん肺で、肺内に吸入されることにより、肺組織が繊維化するため呼吸困難から身体全体酸素量が不足し、自覚症状としては息切れ、せき及びたんの症状がり、進行すると安静時でも息切れがあり、常時酸素吸入が必要になる場合がある。

中皮腫は中皮細胞のある胸膜や腹膜等に発生する悪性の腫瘍で、確立した治療法も無

く予後の悪い疾患。

肺がんは認定要件に「原発性」に加え、所見があること。胸膜プラークがあり、曝露作業歴が10年以上等がある。

3. アスベスト疾患についての救済措置

石綿救済法による申請では、①申請資格は労働者に限定されず、工場近隣住民等も可能②対象疾患は中皮腫・肺がん・著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、胸膜肥厚の4つ③申請先は「独立行政法人環境保全機構」（環境省管轄）④給付種類は医療費の他、療養手当（月額10万3870円）。亡くなられた場合は埋葬料など、総額300万円迄⑤棄却の場合審査請求できる。

企業への損賠請求は、裁判所へ企業を被告として請求。示談解決もある。

国への損賠請求は、大阪泉南地域石綿工場の元労働者やその遺族住民による訴訟があり、国の「規制権限不行使」という責任が認められた。その他、和解目的の訴訟や建設労働者の訴訟がある。

健康管理手帳申請は、関連業務に従事していた労働者が退職後、県に交付を申請。申請には両肺野に石綿による陰影、胸膜肥厚が必要。医療機関で年2回無料健診受診可能。

得意分野の制度として、船員保険、国家・地方公務員災害補償、全国港湾による基金がある。

4. 旧国鉄職員・JR労働者

厚労省の労災申請に準じた認定要件があり、元国鉄職員の石綿を起因とする業務上災害補償等認定実績では認定状況は平成30年3月末の認定者480名。うち救済新法に係わる者125名は労働者性が無かったと推される。所属職場認定実績は平成30年9月末485名（石綿肺51名、肺がん165名、中皮腫234名、びまん性胸膜肥厚34名）

最後に

渥美弁護士は、世界保健機構によれば、「長さ5ミクロン、直径が3ミクロン以下」が危険とされるが、1ミクロンとは、1000分の1ミリをいう。気管支の最後の肺胞で酸素と二酸化炭素のガス交換をするが、肺胞の直径は300ミクロンである。従って、長さ5ミクロン、直径3ミクロンの石綿繊維は肺胞から血管に容易に入り、一旦血管に入った石綿繊維は、全身に行き渡るということを図で書き、説明されました。また、石綿が使用さ

れる場所としては、当日の参加者から様々な意見がありましたが、時間切れとなりました。

最後に、組合員にたいし、自身の職歴や具体的作業内容等記憶をたどってみよう勧め、講演を終えられました。

国労の運動方針としては「被害の掘り起こしを取り組んで行く」としているものの、組合員個人に対して財政的な補助が出来ないなどやむを得ないとはいえ不十分な点はありますが、今後も引き続き取り組みを強めていきます。



ガンに負けない闘病めざして

南生協病院臓器がん患者会副会長

愛知健康センター事務局員

手塚 治男

がんは全身のどこにでも発生し、再発や転移のかたちも違います。治療方法、副作用や合併症、患者の事情(経済的・仕事・家庭環境)により治療方法が変わってくるむずかしい病気です。

2017年にガンにかかった人は101万人、死亡した方は37万人を超えました。国民の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで死亡しています。

日本は先進国の中で、がんで死亡する人が増え続けている唯一の国です。欧米では、毎年5%ずつ死亡数が減少しています。人口10万人当たりで換算すると日本人死亡者数は、米国の1.6倍にもなっています。

死亡者数が増え続ける原因に、標準治療(切除する、抗がん剤、放射線)に固執した医療が

原因との指摘もあります。

免疫療法、食事療法、東洋医学など総合的な治療が必要ではないでしょうか。

5月26日一般公開講座には倉敷から伊丹仁朗先生を招いて「標準治療で治せない進行ガンでも手を尽くして根治を目指す治療法」を開催します。参加していただければ幸いです。

一般公開講演会

**標準治療で治せない進行ガンでも
手を尽くして根治を目指す治療法**

講師: 伊丹仁朗 すばるクリニック院長(腫瘍内科)
＜プロフィール＞
1963年岡山大学医学部卒業後、臨時医学教室で臨床大腸腫瘍学の研究に取り組み、
1981年より心臓腫瘍学からのガン・腫瘍治療に取り組み、生きがい療法を開発。
ガン患者とのモンブラン登山や笑いの研究で知られる。
1995年米国腫瘍学博士号を授与。
現在、すばるクリニックにおいてガンの治療及び研究にあたる。

【日程】 2019年 5月26日(日)
【時間】 14:00～16:00(開場:13:30)
【場所】 労働会館東館ホール
(名古屋市熱田区沢下町 9-3)
【参加費】 500円(資料代として)

※事前予約制にて、講演会終了後に懇親相談(先着5名)を行います。
ご希望の場合は**5月15日までにご来場・要約の申し込み**をお願いします。

【主催】 生きがい療法ユニオン 【共催】 南生協病院臓器がん患者会
NPO 愛知働く者のいのちと健康を守るセンター

【お問い合わせ】 名古屋市熱田区新田町 2-24-3, 402号 Tel: 052-851-7241 手塚治男

第9回 トヨタの「働き方・働かせ方」(1)

愛知健康センター理事長 猿田 正機

(1) 忘れえぬ三人の友

トヨタの「働き方・働かせ方」を書くにあたって、どうしても触れておきたいのは、相次ぐ研究者仲間の死についてである。一人は、全国的にも有名な森岡孝二さん(関西大)である。彼がここ 30 年、研究のみならず過労死防止に全力で取り組む様子は多くの人の記憶に新しい。

もう一人は、トヨタ研究に大きな貢献をした杉山直さん(三重短大)である。彼は、私の大学院の教え子でもあり、これからを期待していただけに、若くして亡くなられたことは痛恨の極みである。昨年末に、大学に特別講義に呼ばれた際に、雨の中、駅で立って待っていてくれた姿が鮮明にまぶたに浮かぶ。

そして、もう一人、フランスでの滞在期間が長いこともあり、知らない人も多いと思うが、清水耕一さん(岡山大)である。彼のフランスの労働時間研究は傑出していた。そこに含まれている、フランス・トヨタの労働時間研究も素晴らしいものである。豊田市の出身ということもあり何度か話をしたが、数年ほど前に京都大学で開催された International Colloquium of Gerpisa の際に、「今度、退職したら豊田へ戻るかもしれない」ということを言われたので、その時は、「ぜひ研究会をしましょう」などと話をした。それが実現しなかったことが返す返すも心残りである。この場を借りて、三人に哀悼の意を表したいと思う。

トヨタ研究のみでなく、日本の労働問題研究者がどんどん少なくなっていくことは、日本の将来を考えると大変心配である。少子化や自民党政治による教育研究費の相次ぐ削減、奨学金負担の増大や就職の困難さをみていると、若者から研究者の夢や研究への意欲をどんどん奪っている日本の現状がよく分かる。そのような研究の軽視が、今回の毎月勤労統計調査などの統計の不正が行なわれる背景に

あるといってよいだろう。労働統計がよい加減だということは、日本社会や勤労者の労働・生活実態が正確に把握できないということである。これは国を信頼できないということでもあり、シッカリした社会建設が出来ないということでもある。たとえば、賃金の決め方や水準、格差は正規労働者のみならずパート・派遣やアルバイトの生活にも影響を与え、失業手当や生活保護費基準、さらには年金や奨学金にも影響を与えることになる。今回発覚したように、賃金の決定基準や統計が曖昧のままだとしっかりした社会生活の枠組みを形成しようがないのである。そういう自覚が日本の政治家・官僚のみならず労働者や労働組合の役員にも希薄である。統計数字に信頼がなくなると、「人間らしい労働・生活」を論ずるのも難しくなる。

(2) トヨタ賛美と安倍政権の「働き方改革」

トヨタ、トヨタとばかり言っていると、何でトヨタばかりやるのかと言われることも少なくない。しかし、トヨタ生産システム(リーン生産)は以前ほどではないが、今でも世界的に注目されているだけでなく、各国の経営システムに影響を与え続けている。そこで以下で、トヨタの「働き方変革」についてみておきたい。経団連などの動きをみていると、トヨタの事例は、近い将来の日本の経営や人事・労務を考える上でのモデルとなる可能性が高いからである。

トヨタが注目され続けるのは、「高品質」と高収益を上げ続けているからであるが、その一方で、安倍政権のトヨタへの優遇策も非常に目につく。トヨタは、リーマンショック後の 2008 年度から 2012 年度の 5 年間、黒字の年度も含めて法人税(国税分)を 1 円も払っていないが、それどころか 1000 億/年を超える研究開発減税や水素自動車・ミライ購入者への政府による 200 万円の補助さらには県

や市による特別優遇措置などを受け続け、その結果、内部留保は増えつづけている。他方で、安倍首相による下請企業へのコスト引き下げ見送り要請や賃上げなどへは即座に応じて、政府やマスコミによるトヨタ賛美は常態化している。政府の要請を受け入れても、トヨタにとっては一銭の損にもならないどころか、さらなる優遇措置となってトヨタに跳ね返ってくることになる。

トヨタは常に、絶えず企業の「危機感」を煽って改革を進めるのが特徴である。安倍政権の「働き方改革」についても、トヨタは「働き方変革」と呼んで早くから進めている。その意味は、トヨタ労組によれば、「働き方変革とは、効率性を高めつつ、メリハリのある働き方をすることで、トヨタの強みを更に伸ばし、競争に打ち勝っていこうとするもの」である。トヨタ労使でつくっている委員会の名前が、「モノづくり基盤の強化に向けた働き方変革検討委員会」である。つまり、トヨタにとって「働き方変革」とは、企業の競争力の強化と同義であるとみてよいだろう。安倍首相が言う「生産性の向上」に対応している。これが安倍内閣が「基本方針」とする「世界で一番企業が活躍しやすい国の実現」の意味であり、安倍首相のめざす目標である。

「働き方改革」によって、労働が軽減される、働きやすくなると期待する人も少なくないが、安倍首相が狙っているのは大企業の高蓄積であることはトヨタとセットに考えると非常に分かりやすい。「生活」についても、トヨタやトヨタ関連企業のせいぜい一部の労働者の「経済的な生活」のみを考えていると見た方が正確であろう。一方での、会社の高収益、内部留保の増大、他方での正社員労働者のリジットな生活や非正規労働者の雇用・生活不安の拡大である。

(3) 信頼できる政治の重要性

日本の現状を見ていると先進国の下位から中進国を越えて後進国の仲間入りを果たすのではないかと心配になる。安倍首相が「女性活躍社会」を謳いながらも、なんと女性の議会進出は世界 193 カ国中 165 位である。一

人当たり GNP や品質不正、IT やパーソナルナンバー、電子マネー化の遅れ、そしてジェンダー格差や子育て・教育・福祉など人に関わる指数は軒並み低下を続けている。過労死や「過労自死」、パワハラ・セクハラなどはその象徴であろう。それを反映してか、2019 年の「幸せランキング」は世界 58 位と過去最低となった。

また、日本の企業や政府の差別政策の下で、性別・企業規模別・雇用形態別の賃金格差は一向に解消する気配がみえない。実質賃金の低下は深刻であり、安倍首相が「賃上げ」と声を上げたり、賃金格差を利用し続けてきたトヨタ労使が格差縮小のためと称してベース・アップ要求額を公表しないなどという珍現象がみられる。その一方で、トヨタが積極的に進めているのは能力・成果主義、賃金の毎月査定などの賃金制度の改悪であり、裁量労働制の早期導入と対象社員の拡充や在宅勤務制への一般職への拡大である。

賃上げや格差縮小のためには労働運動の規制を緩和し、むしろ奨励するのが一番であろう。労働組合運動を徹底的に抑え込んでおいて、安倍首相やトヨタが賃上げ・格差縮小というのは悲劇を超えて喜劇としか言いようがない。また、安倍政権のように、統計調査をごまかしたり、トヨタのように裁判資料を黒塗りや真っ白なままで提出するのではなく、可能な限り公開し、異なった意見を無視するのではなく耳を傾けて、正面から議論し改善することこそ必要であろう。マスコミの報道にしても、トヨタなどのスポンサーや視聴率ばかり気にするのではなく、本当に知らせるべき情報をもっと流すべきだろう。(続く)



過労死防止啓発授業を担当して

名古屋南部法律事務所
弁護士 田巻 紘子



過労死防止啓発授業の中でも特殊性のある授業を2017年度、2018年度と連続して担当させていただいています。特殊性は、就職が内定しており、卒業後すぐに正社員として就労することが決まっている高校3年生を対象とした授業であるという点です。就職生対象のカリキュラムの中の1コマとして実施しています。労働法の知識を伝えることを通じて、過労死を生じさせない働き方を知ってもらうことが狙いです。

労働法について、もっとも強調しているのは「労働者には人間らしく働く権利がある」ことです。具体的には、長時間労働を強いられないこと（1日8時間（未満）労働の権利）、心身の健康を損なわないために労働安全衛生諸法規があること（産業医の役割なども伝えています）、権利要求を実現するための手段があること（労働組合による団体交渉など）、権利要求をしても不利益を被らないこと（解雇制限法理など）を中心に、クイズも使いながら伝えています。

実際のクイズの例としては「始業時刻は午前8時の会社で、始業15分前から一斉朝礼を行うので、場に出勤するようにとの指示を受けている場合、始業前の15分間について残業代は請求できるか？」という出題があります。ほとんどの生徒さんたちから「請求できない」「みんなが出勤しなければならないから」という答えがかえってきます。生徒さんたちの答えは、日本社会における模範解答かもしれません。実際、労働事件を担当する中で、始業時間前に一斉朝礼を行う職場は相当高い確率で存在しています。ですが、労働法では「請求できる」というのが正解です。1日わずか15分といえども、使用者は厳格に労働時間を守らなければならないこと、定時時間外に就労した労働者は残業代の支払を受ける権利があることを、設問を通じて知って欲しいと願っています。

実践的な労働法の知識を伝える中で過労死防止に触れている点は、過労死防止啓発授業としては異色かもしれませんが。ですが、この授業を通じて少しでも労働法の基本的な知識を得てもらうことが、将来、生徒さんたちの心身の健康を守ることにつながると確信しています。また、就職内定生にこのような貴重な授業の機会を作ってくださっている実施校の先生方に改めて感謝したいと思います。

<資料>

高校・中学校での過労死防止啓発授業の実施は、ほとんど愛知健康センター関係のものです。（愛知健康センター事務局まとめ）

2018年度啓発授業実施講座数

単位：講座

全国	中部圏	（内、愛知県内の講座数）
190	28	23

愛知県の内訳

大学	専門学校	高校	中学校
4	4	11	4

（高校・中学校は全て公立）

愛知県立高校の実施校

豊明	瑞陵	鶴城	安城南	春日井西
1	1	1	1	7

愛知県内中学校の実施校

黄金	諸輪
2	2

関西生コン弾圧・共謀罪適用の先取りか

1 年余に亘って関西生コン労働組合に対する警察（大阪府警、滋賀県警、京都府警、加えて大津地裁など裁判所も）の憲法 28 条を足蹴にする弾圧が続いています。逮捕者は延べ 60 余名に達しました。上流にセメント製造独占、下流にゼネコン独占、この間に多数の小・零細生コン会社があります。生コンで働く労働者を地域横断的に組織し経営者と力を合わせて独占とたたかい労働条件の向上、生コン会社の安定経営に尽力してきた組合に敵意を抱く上・下の独占企業が権力機関、ヘイトスピーチ集団、暴力団を使って弾圧をおこなっています。とりわけ警察は 5 年前につくった「共謀罪」を行使する絶好の機会ととらえ「労働組合は企業内であるべきだ！」と不当逮捕した組合員の住まいに踏み込み奥さんを脅迫しています。愛知では「秘密法と共謀罪に反対する愛知の会」、「東海労働弁護団」、「ユニオンと連帯する市民の会」などが抗議の声をあげています。

労働運動、市民運動への弾圧拡大を許さない取り組みに多くの方々の参加を呼びかけます。

近森 泰彦

（参考）

大津地方裁判所殿、滋賀県警察本部殿

連帯労組関西生コン支部弾圧に対する抗議

2018 年 11 月 13 日

ユニオンと連帯する市民の会 代表 近森泰彦

昨年 7 月に滋賀県警が湖東生コン協同組合（生コン中小事業者団体）を恐喝未遂にあたるとして理事らを逮捕、8 月には協同組合法に基づく協組と労働組合法に基づく労組が「共謀」したとして関西生コン支部武委員長ら 4 人の組合役員を逮捕し拘留を続けています。

今回の弾圧は懸念されていた「共謀罪」の労組や市民団体への適用の先取りとしか考えられません。これは「警察庁の指揮でやっている」と滋賀県警が述べたことからもうかがえます。

関西生コン労組は、上流の宇部三菱などセメント独占、下流のゼネコンに挟まれた地域社会で搾取され続けてきた零細生コン経営者と労働者が法に基づいて創意を発揮して切り開いてきた成果を一挙に切り崩し大企業の手助けをする不当さわる弾圧以外の何物でもありません。

関西ではこの弾圧に先立ち人民新聞社の山田洋一編集長の不当逮捕・長期間留置事件が引き起こされました。私たちはこの弾圧に対して同じく義憤を覚えています。

憲法 28 条と協同組合法に基づく正当な組織の活動を力ある側の言い分を「正当化」して一挙に弾圧をおこなうこの行為は戦前へ逆戻りする恐ろしさを感じます。

日清戦争後の労働運動の台頭を抑え込むためにつくった治安警察法（1900 年）によって政治結社、集会・デモ規制、労働・農民運動の取り締まりを規制して労働組合を犯罪視、その後、治安維持法（1925 年、朝鮮、台湾、樺太にも施行）によって国民の声は閉ざされ一路戦争にむかっていった歴史を思い起こさざるを得ません。「戦後政治総決算」の端緒的行為である今回の弾圧が引き金になって野放図に広がっていくことを恐れています。

今は時代が違います。国連の下に人権委員会（自由権委員会、社会権委員会）が置かれまた ILO も機能しています。いずれにも日本政府は加盟し多くの役員を送っています。労働組合を創りあるいは加入して職場の要求を実現する闘い、地域社会で正義を実現する闘いに労働者・労働組合が参加し役割を担っていくことは世界共通の認識になっています。改めて滋賀県警の弾圧を直ちにやめるよう抗議と共に、大津地裁が本件 4 人の被告を直ちに釈放するように強く要請します。

第6回 健康で働くための東海セミナーin 静岡

恒例の健康で働くための東海セミナーが今年は静岡市で開かれます。雄大な富士山の麓で学び、交流しませんか。今回は静岡県働くものの安全と健康を守るセンターに準備して頂きました。奮ってご参加戴きますようお願いいたします。

東海4県からの報告も準備されています。愛知からは衛生推進者の資格を労働者の立場で取得する取り組みと「過労死ゼロ都市宣言」など行政への要請行動について報告をいたします。

記念講演 **化学薬品と労災・・・頻発する職業ガン** (仮題)

講師： 堀谷昌彦氏

化学一般労連の元全国委員長・働くもののいのちと健康を守る全国センターの理事を歴任。現在は「職業がんをなくす患者と家族の会」事務局長などを行っています。モカによる膀胱がんについても調査や厚労省交渉など活躍されています。

日時： 2019年6月22日(土) 10:30～16:00

会場： 労政会館（JR静岡駅北口より徒歩10分）

参加者募集中

参加希望者は愛知健康センターまでご連絡ください。

第29期 愛知健康センター総会 ご案内

愛知健康センターの総会をご案内いたします。

健康センターは「全ての働く人々のいのちと健康を守る」ために知恵と勇気を出し合って取り組んできました。しかし、過労死をはじめとする働くもののいのちと健康が脅かされてきました。

今回の総会は昨年に引き続き若者の声を聞き今後の取り組みに生かしたいと思います。同時に真の「働き方改革を」作り上げたいと思います。総会を機に原点に帰って健康と人権を大切にする社会を私たちの手で造る運動の出発日にしたいと思います。是非ともご参加ください。

特別企画 健康で人間らしく生きるために

若者の現状と思いを語るデスカッションⅡ

パネラー： アスクネット・医労連・ユースユニオン・ユニオン三重などに依頼中

日時： 2019年8月31日(土) 13:00開場 13:30開会

会場： 労働会館 2階会議室（JR金山駅東口より徒歩10分）

森岡孝二先生を追悼するつどいに参加して

事務局員 櫻井 善行

2月23日(土)の午後、大阪のシティプラザにおいて開かれた森岡先生の追悼行事に、私は「愛知働くもののいのちと健康をまもるセンター」の一員として参加した。このつどいは、第1部は追悼シンポジウム、第2部は追悼レセプションとして行われ、第1部には300人、第2部には200人を超える人が参加した。生前の森岡氏の幅広い活動を反映して、政治家、研究者、労働組合関係者、過労死家族の会、市民運動家など様々な分野から氏の功績をたたえ、志半ばにして逝った氏を悼む声が参加者から聞かれた。改めて氏の生き様の偉大さを感じた次第である。私もそうだが、多くの人もまだ信じられなかった。

私が森岡孝二氏の名前を知るのは、今から30年ほど前になる。1990年代初頭のことであった。当時、「日本型企业社会の構造」というそれなりの有識者によって書かれた書物の中で見つけた名前であった。まだ過労死問題が、現在ほど問題点として人々の中に浸透せず、認識していなかった時代に、「労働時間」をベースに、日本の企業、とりわけ大企業の問題点にメスを入れようとしていた姿が印象的であった。

そのときはそうした意識だけで、森岡氏との接点はそれ以上のものはなかった。1990年代後半以降に私は「労働者研究者」という位置にこだわり、京都に本部を置く「基礎経済科学研究所」と深く関わり、現在に至っている。そのこともあり、2000年代になって何回か森岡氏のお話を聞く機会があったが、それでも、それ以上の接点はなかった。

確か2008年に、私は「職場の人権」という

研究会で、トヨタ自動車過労死事件について報告したが、そのとき初めて森岡氏と会話をし、親交が始まった。基礎研の現代資本主義研究会にはいつも顔を合わせた。会場が当時は京都大学のことが多く、帰路の京都駅までいつもタクシーに同伴させていただいた。氏の高著は必ず贈っていただくようになった。

3年前に行われた労務理論学会大会での書評分科会で、『雇用身分社会』(岩波新書)の評者に、なぜだか私が指名された。愛媛大学

での、私のつたなく酷い書評にわざわざ足を運び、真摯なリプライをいただいた。その後は、会うこともなく、年賀状のやりとり程度でしかなかった。亡くなる3ヶ月前のゴールデンウィーク時に、直接森岡氏から電話をいただいた。奥田雅治氏の著作『焼身自殺の闇と真相』の書評を「経済科学通信」に書いてほしいという依頼であった。断る理由がないため引き受けることになったが、その時交わしたのが最後の言葉であった。まさか、その3ヶ月後に氏が帰らぬ人になるとは、

夢にも思わなかった。

本当にもう少し長く生きてほしかった。もっといろんなことを教えて戴きたかった。私たちを取り巻く環境は、これから解決していくための課題が山ほどある。その解決のためのサポートをまだまだして欲しかった。これまで封印してきた思いを森岡氏に伝えたかったが、それも叶わぬ夢となってしまった。森岡先生、安らかに眠ってください。そして私たちの活動を見守ってください。

合掌



2011年11月18日 撮影
「過労死防止基本法」制定を求め
る実行委員会結成総会後のレセプ
ションにて

裁判の進行状況と裁判日程

公正で道理ある判決を求めます。多くの市民が注目しています。
あなたも署名にご協力下さい。また傍聴に参加して下さい。

豊通逆出向社員労災認定裁判	寺井土木関岡労災認定裁判
心臓障害1級社員で、豊通鉄鋼販売から豊通へ逆出向。ベトナム海外出張中につづ病発症。休養中に、社長から直接無理な転勤を伝えられ、名古屋市内の単身赴任先で自死。労災認定を求め大阪地裁へ提訴。2018年6月13日大阪地裁不当判決！大阪高裁へ控訴。2019年4月3日大阪高裁不当判決。高裁判決は地裁判決より一歩踏み込み、被災者の精神疾患の状況は「中」と認めたが、総合的に見ると労災とは認められないという判決でした。この裁判は終結しました。	工務部長として受注工事の施工を統括管理。自らも「砂川」の工事担当、再三の契約変更で困難な業務に。会社の資材置き場で自死。2018年4月11日名古屋地裁不当判決！名古屋高裁へ控訴。2019年2月8日非公開の進行協議。被告は新たに寺井土木寺井常務の陳述書や、愛知県西三河建設事務所河川港湾整備課「砂川」担当者から聴取し、不当にも今頃になって、後出しじゃんけんのような再調査報告書を証拠として書面を提出し、被災者の業務起因性を否定。弁論再開。
原告:妻	原告:妻
被告:国	被告:国
2019年4月3日(水)13時10分	2019年5月8日(水)11時20分
不 当 判 決	控訴審 □頭弁論
大阪高裁(別館7階73号室)	名古屋高裁1003号法廷
やまぜんホームズ大迫労災認定裁判	市バス運転士山田損害賠償請求裁判
過労とパワハラで自死。労災認定を求める行政訴訟。被災者の、被災前六ヶ月間の時間外労働時間は、平均100時間47分に上る準備書面を提出。また、証人尋問に向けての準備書面も提出した。裁判所から、今後の進行について弁論準備の形で非公開で行いたいとの提案。裁判官の交代も予想され、原告・被告双方の争点整理中。	市バス運転士の公務災害は認定されたが、名古屋市と交通局に対し謝罪を求めて損害賠償請求裁判を提訴。原告・弁護団は、交通局の、労基署の指導を受けた36協定違反問題、被災者に押しつけられた乗客転倒事故、パワハラ行為を指摘し、交通局が安全配慮を怠ったことを明らかにしている。
原告:妻	原告:両親
被告:国	被告:名古屋市と名古屋市交通局
2019年5月14日(火)11時	2019年5月20日(月)13時30分
進行協議	□頭弁論
名古屋地裁 201号法廷	名古屋地裁 1103号法廷
十六銀行員労災認定裁判	ティーエヌ製作所岩永労災認定裁判
入社した年の12月に、人員削減による業務多忙(仕事関係の資格取得準備)と上司のパワハラにより自死。両親に、覚えるべき職務が多く忙しい。業務になれないのでミスを連発している、などと打ち明けていた。ノートに「そもそもオレは戦力外。実質融資の人数として数えられていない」と走り書きのメモ。	業務中の災害(片眼失明に伴う心因反応)に対する労災認定を求める行政訴訟。裁判長から、「被災者の発症時期を明確にしてほしい」との提案があり、原告・弁護団と被告弁護団から準備書面をそれぞれ提出。また、被告に対して被災者の発病時期について主張を明確にしてほしいとの提案が裁判長からあり、被告の主張を準備中。
原告:父親	原告:被災者本人
被告:国	被告:国
2019年5月22日(水)10時00分	2019年5月30日(木)11時00分
弁論準備	弁論準備
名古屋地裁 201号法廷	名古屋地裁 201号法廷
トヨタ社員労災認定裁判	中部電力新入社員労災認定裁判
トヨタ自動車技術社員が過重労働と上司のパワハラでうつ病を発症し自死。トヨタ自動車に対し、裁判所から文書提出命令がだされ、黒塗りが外された週報などの一部が明らかになり、弁論が再開された。原告・弁護団では、専門医の意見書も提出し、研究者による「トヨタ生産方式」の問題点を指摘する準備書面を検討中。	入社四ヶ月目に主担当となり、会社の十分な支援がない中、過重な任務とパワハラにより、入社七ヶ月で自死。名古屋地裁で弁論継続中。被災者が主担当として取り組んだ仕事の過重労働の実態を明確にした準備書面を提出。また、上司から受けたパワハラについて、携帯電話の送受信記録を調べた詳細な書面を準備中。7月17日法廷後、名古屋能楽堂会議室にて、支援する会総会開催。
原告:妻	原告:母親
被告:国	被告:国
2019年6月26日(水)10時00分	2019年7月17日(月)13時30分
□頭弁論	□頭弁論
名古屋地裁 1103号法廷	名古屋地裁 1103号法廷

〈お詫びと訂正〉 誤記がありました。関係者の皆様にはご迷惑をお掛けしました。
お詫びして訂正致します。

- ①226号7頁 肩書き部分 (誤)損害買収 →(正)損害賠償請求
②227号11頁 最後から6行目 (誤)藤田睦さん→(正)藤田睦美さん



働き方改革関連法 施行にあたり

愛知健康センター事務局

政府は8本(①労働基準法、②労働時間等設定改善法、③労働安全衛生法、④じん肺法、⑤パートタイム労働法、⑥労働契約法、⑦労働者派遣法、⑧雇用対策法)の労働法を、「労働法制改革案」と一括して、国会でともに審議することを避け強行採決しました。その法律が2019年4月1日に施行されました。これほど一気に変えられることは初めてのことです。ここでは、働く人々にとって身近でしかも毎日直面する時間外労働(残業)の「上限規制」と有給休暇について取り上げてみました。

<時間外労働(残業)の「上限規制」>

これまでは会社と労働組合(組合のないところでは労働者の過半数を代表する者)が労働基準法36条をもじった「サブロク協定」を結べば「青天井」の時間外労働が可能でした。しかもこのザル法協定には罰則がありませんでした。これが過労死の一番の原因になっていました。

しかし、今回の法改正では、4月1日以降、月100時間を超える時間外労働をさせた経営者には罰則(6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科せられ、マスコミにも公表されることになりました。従って、経営者にとって企業イメージ上から「自主規制」が大いに働くことになります。これは大きな「変化」です。

ところで過労死認定基準は1ヶ月100時間以上ですから、これまで労災認定裁判で残業時間をめぐる争いが高い壁となって原告を苦しめてきた大きな問題でした。

今回の法改正では、①時間外労働と休日労働の合計が1ヶ月100時間未満 ②時間外労働と休日労働の合計が2～6ヶ月平均で全ての月が1月当たり80時間以内 ③時間外労働の合計が1年間で720時間以内などに改正されました。(ただし中小企業への適用開始は2020年の4月1日となります)

しかし、過労死認定基準の100時間まで働かせてよいはありません。今後この長時間残業を短縮していく運動が労働組合、労働者・市民に課せられることになりました。残業は働く者にとって身近な日々の問題です。ぜひ知識を身に付けて不当な労働を強制されないように仲間同士つながりをつくって声を上げるようにしましょう。

労働基準法

第1条

- 1 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。
- 2 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。

<有給休暇について>

欧米諸国では年休(有給休暇)をすべて消化することは当たり前です。フランスやドイツなどヨーロッパ諸国では4週間は最低線で未消化はありません。バカンスを家族で楽しむ習慣は定着しています。バカンス休暇はフランスでは1933年の人民戦線政府時代に実現しています。(日本の年休消化率は50%程度)今回の改正では、1年間に10日以上年休を付与される労働者に対して、必ず5日以上休みを取らせなさい、となりました。(労基法39条では、週40時間勤務者には、勤続6ヶ月で10日の年休付与、6年6ヶ月で20日の年休付与となっています)

今回の「労働法制」の改正にあたり、愛知健康センターとしては、過労死・過労自死の実態を訴え、過労死をなくすための一助として、労働安全衛生の運動を強力に押し進めていくべきと考えます。

2019年5月・6月の日程

(7月の日程を一部含む)

月 日	曜日	時刻	事 項	場 所
5月1日	(水)	9:30	愛知県中央メーデー	ささしまパークエリア1号公園
5月3日	(金)	13:00	憲法施行72周年記念 市民の集い	名古屋市公会堂
		16:45	改憲策動にとどめを! 安倍改憲NO!(デモ行進)	鶴舞公園 (JR中央線鶴舞駅南改札口でてすぐ)
5月6日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
5月8日	(水)		全国センター理事会	東京
		11:20	寺井土木関岡労災認定裁判(控訴審 口頭弁論)	名古屋高裁1003号法廷
5月11日	(土)	13:30	憲法改悪に反対する働くものの集会	栄ガスビルキングルーム
		16:00	憲法改悪に反対する働くものの集会後、デモ	矢場公園
5月12日	(日)	10:30	ホームに可動柵を!街頭宣伝	金山総合駅
		11:30	愛知健康センター街頭宣伝	金山総合駅
5月13日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
		18:00	過労死判例研究会	水野幹男法律事務所
5月14日	(火)	11:00	やまぜんホームズ大迫労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
5月15日	(水)	15:30	名古屋市教職員労働安全衛生委員会	名古屋市役所東館6階
5月20日	(月)	13:30	市バス運転士山田損害賠償請求裁判	名古屋地裁1103号法廷
5月22日	(水)	10:00	十六銀行員労災認定裁判(弁論準備)	名古屋地裁201号法廷
		13:30	元自衛官池田裁判(原告主尋問)	名古屋地裁904号法廷
5月25日	(土)	10:00	衛生推進者養成講習会	労働会館2階会議室
5月26日	(日)	9:00	過労死防止学会	京都・龍谷大学
		14:00	「がんに負けない闘病を目指して」公開講演会	労働会館東館ホール
5月27日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
5月28日	(火)	13:30	元自衛官池田裁判(原告反対尋問)	名古屋地裁904号法廷
5月30日	(木)	11:00	ティーエヌ製作所岩永労災認定裁判(弁論準備)	名古屋地裁201号法廷
5月31日	(金)	18:00	居酒屋	労働会館東館5階
6月9日	(日)	10:30	ホームに可動柵を!街頭宣伝	金山総合駅
		11:30	愛知健康センター街頭宣伝	金山総合駅
6月10日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
6月12日	(水)	15:30	名古屋市教職員労働安全衛生委員会	名古屋市役所東館6階
6月21日	(木)	18:30	「いのちの差別を許さない! ハヤト裁判を支援する会」連続学習会(第6回)	名古屋第一法律事務所
6月22日	(土)	10:30	第6回東海セミナー	労政会館(静岡駅北口より徒歩10分)
6月24日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
6月26日	(水)	10:00	トヨタ社員労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
7月6日	(木)	18:30	理事会	愛知健康センター事務所
7月17日	(水)	13:30	中電新入社員労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
		14:00	中電新入社員労災認定裁判を支援する会総会	名古屋能楽堂会議室